

# 大口町入札心得書

大口町

## 大口町入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れ、その他の契約の締結について、大口町（以下「町」という。）が行う指名競争入札に指名を受けた者（以下「指名入札者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し)

第2条 指名入札者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）

(2) 破産者

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った指名入札者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取消す。

第3条 指名入札者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名を取消すことがある。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 指名競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は落札者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、町職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 指名入札者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取消すことがある。

(入札保証金)

第5条 指名入札者は、その見積金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 指名入札者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8の金額
銀行等に対する定期預金債権	債券金額の10分の10の金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

(入札保証保険証券の提出)

第7条 指名入札者は、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、町の発行する納付書により納付しなければならない。

2 会計管理者は、入札保証金の納付があったときは、納付証明書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 指名入札者は、町から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、第18条で規定する落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札)

第10条 指名入札者は、入札書（様式第1）に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）のうえ、封印をし、指名通知書に示した日時及び場所において、町職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵送による入札は認めない。

(入札の辞退)

第11条 指名入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（様式第2）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第12条 指名入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第13条 指名入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該指名入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の書換等の禁止）

第14条 入札を行った者（以下「入札者」という。）は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止）

第15条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

（開札）

第16条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第17条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 指名入札者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者)

第18条 入札者のうち契約に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした入札者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした入札者のうち最低の価格をもって入札をした入札者を落札者とする。

(再度入札)

第19条 開札をした場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした入札者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 第17条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 第18条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札

(再度入札の入札保証金)

第20条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札をした入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第21条 落札となるべき同価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない町職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第22条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 指名通知書において、契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金の納付に代わる担保)

第24条 第6条から第8条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において第6条中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、第7条中「指名入札者」とあるのは「落札者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第8条中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と読み替え

るものとする。

(契約書等の作成)

第25条 契約書等を作成する場合には、落札者は落札者となった旨の通知を受けとった日から起算して7日以内に、契約書（契約書の作成を省略する場合には、請書等。以下「契約書等」という。）を作成し、記名押印の上、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、町において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

2 落札者が前項の期限内に契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第26条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書において指示する。

(契約の確定)

第27条 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、第31条の規定に該当する場合を除き、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあつては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の返還)

第28条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札後直ちにこれを返還する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあつては契約を締結したとき、又は請書を提出したとき入札保証金を還付する。

3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を会計管理者に提出するものとする。

(入札保証金に対する利息)

第29条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。



(入札保証金の没収)

第30条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、町に帰属する。

(議会の議決を経なければならない契約)

第31条 工事又は製造の請負で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、大口町議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

附 則

この心得は、告示の日から施行する。

様式第1（第10条関係）

入 札 書

年 月 日

大口町長 様

入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

大口町入札心得書及び現場説明書等を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記業務の受託料）

- 工 事 名
- 1 (委託業務名) \_\_\_\_\_
  - 2 路線等の名称 \_\_\_\_\_
  - 3 工事場所 (納入場所) \_\_\_\_\_

(封筒の様式)

(表)

大口町長	様
工事名 (委託業務名) 路線等の名称 工事場所 (納入場所) 入札書 在中	

(裏)

入札者	住	所
印	氏	名
	(名称及び 代表者氏名)	

様式第2（第11条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

大口町長 様

指名入札者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

下記について指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 工 事 名  
（委託業務名）

---
- 2 路線等の名称  
工 事 場 所  
3 （納入場所）

---
- 4 辞 退 理 由

---

参考

随意契約の場合の見積書等の様式

見 積 書

年 月 日

大口町長 様

見積者 住 所  
氏 名  
( 名 称 及 び )  
代表者氏名

印

大口町入札心得書承諾の上、下記のとおり見積します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託金）

- 工 事 名
- 1 (委託業務名) \_\_\_\_\_
- 2 路線等の名称 \_\_\_\_\_
- 工 事 場 所
- 3 (納入場所) \_\_\_\_\_

(封筒の様式)

(表)

大口町長	様
工事名 (委託業務名) 路線等の名称 工事場所 (納入場所) 見積書 在中	

(裏)

見積者	住	所
印	氏	名
	(名称及び	)
	代表者氏名	